

令和6年 第12回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和6年12月25日(水) 10時00分
場 所 南庁舎2階 会議室2

○提出議題(9件)

- 高農議第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(2)
高農議第36号 非農地証明願出のこと(1)
報告第40号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(4)
報告第41号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理
報告のこと(1)
報告第42号 農地法第18条第6項の規定による通知のこと(1)

○出席委員(13名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 大濱 正則 | | |
| 3番 | 本庄 捨伸 | 4番 | 北野 益生 |
| 5番 | 前橋 瑞紀 | 6番 | 野村 富夫 |
| 7番 | 北原 知子 | 8番 | 駒井 隆彦 |
| 9番 | 長谷川 巧 | 10番 | 松本 慶一 |
| 11番 | 松本 眞実子 | 12番 | 芦谷 博務 |
| 13番 | 杉田 住夫 | 14番 | 宮下 多恵子 |

○欠席委員(1名)

| | | | |
|----|-------|--|--|
| 2番 | 北野 保夫 | | |
|----|-------|--|--|

○出席事務局職員(3名)

| | | |
|-----|------|-------|
| 事務局 | 事務局長 | 西田 幸生 |
| " | 主 幹 | 鵜鷹 一成 |
| " | 事務吏員 | 吉田 美紅 |

○出席市長部局(2名)

| | | |
|-------|-----|-------|
| 産業振興課 | 課 長 | 松本 剛 |
| " | 副主幹 | 尾塩 昌昭 |

議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第12回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、2番北野委員が欠席です。過半数に達しておりますので、総会は成立しております。
- 本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第35号～36号の3件、報告第40号～42号6件、併せて9件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第12回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により13番 杉田委員、及び 14番 宮下委員よろしくをお願いいたします。
- それでは、議案書に基づき進めてまいります。
- 高農議第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 高農議第35号は、農地法第5条第1項の許可申請ついてでございます。(高農議第35号 1～2番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、申請番号1番について、小委員会の補足説明をお願いします。
- 番 申請地の北側に農地が残っているため、申請地の北側から東側に排水路を確保し、油分等農業に影響のあるものは流さないよう伝えている。草刈りについても管理を行うように伝えている。埋立は30cmほど埋めるだけで大規模な整地はない。資材に関しても、他の所有している土地の状況を見ると、申請者が産業廃棄物等を置くような恐れはないと考えたため、承認しました。
- 議 長 補足説明が終わりました。続きまして、申請番号2番について小委員会の補足説明をお願いします。
- 番 申請地に関しては、許可要件を満たしていますが、令和2年に転用許可のあった伊保四丁目の農地の転用が完了していません。申請書には造成工事済みと書いていますが、現地を見ると造成中であり、利用計画図とも相違があります。また、完了報告書は未提出です。現状は、擁壁がなく、隣接農地に砂利等が流出しています。今回の申請に関しては、許可要件を満たしていますが、以前の転用許可された農地の転用が完了していないため、許可は難しいと判断しました。
- 番 隣接地の同意はもらっていますし、数年前の転用が完了していないという事は、以前から指導する必要があったのではないですか。
- 事務局 完了報告書が出てきた際には、転用状況の確認はしていますが、完了報告書が未提出のため、確認はできていませんでした。
- 番 進捗状況や完了報告書については、許可日から3か月過ぎた場合、申請者にはその都度指導をする必要があると思います。待っているだけだと、なにも把握が

できないため、転売されてしまう可能性もでてきます。それを防止するためには、今後は調査を定期的に行う必要があると思います。

議長

■番委員から指摘された件ですが、資材置場として許可されて、それが履行できていないとなれば、我々農業委員も今後は申請が出てきた段階で、以前許可した案件がどうなっているかを確認していく必要があると思います。

■番
事務局

5～6年前の申請を今までは確認していましたか。

あまりしていなかったと思います。過去の案件で、農地転用完了後すぐに所有権移転されていたことがあったので、条件付きの許可で意見書を添付し、県に進達しています。

■番

他の農地に迷惑がかかっていけば、問題はありますがそうでないのであれば、問題ないと思います。

■番
議長

隣接地に土砂は入っていると思います。

今の造成が完了していない状態であるのに、造成済みと記載があるのが、問題であって、造成中であれば問題はありませんでした。許可書には進捗状況を報告するように記載があるので、今後確認していく必要があると思います。

事務局

前回の総会でも条件付きの許可で意見書を添付し県に進達しています。

■番

許可後30日で造成が完了すると記載がありますが、30日が過ぎたときに確認はしていないですか。

事務局

していません。

議長
各委員

採決いたします。申請番号1番について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

申請番号2番については、以前の転用許可が完了すれば、今回の申請を許可するという趣旨の意見書を添付し、了承してよろしいでしょうか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

■番

市から申請者に対しての過去の転用状況についての指導を行わず、過去の転用状況についての意見書を付けて送るのは、市の不備にはなりませんか。

事務局

本来、県から指導を行う必要がありますので、県から市にきつく指導があることはないと思います。

■番

今回の案件は、過去の農地転用の伊保四丁目の完了届が提出された段階で初めて許可になると思います。許可書の内容を市で変更することはできませんか。

事務局

できません。

■番
事務局

完了報告書の提出も遅いのではないですか。

計画で許可後30日といった期間の記載はありますが、許可後、厳密にその通りに進めさせるような強制力はありません。

■番
議長

文書等で明記して、追及していく必要があると思います。

許可した農地転用が完了しているかの確認も農業委員の仕事の一つかなと思います。来年度からは農地パトロールも農業委員が主体となりますので、過去の転用状況を把握しながら、今後指導していく必要があります。

他に、ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議の声がありませんので、高農議第35号は承認されました。
続きまして高農議第36号「非農地証明願出のこと」を議題といたします。
事務局説明願います。

事務局

高農議第36号は、非農地証明願出のことでございます。
(高農議第36号を読み上げる)

事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

■ 番

申請人は、今回初めて農地の状況を把握したと思います。以前は申請人の弟が管理をしていましたが、約2年前に亡くなり、今回事情を知った状況です。法務局と行政書士が協議して手続きに至りました。相続人が二人ですが、一人が行方不明になっており、この農地の相続をするには非農地証明以外の方法が無い為、今回申請がありました。

■ 番

登記簿地目は、雑種地に変更されたのはいつ頃ですか。また、なぜ雑種地に変更されているのでしょうか。

事務局

令和6年11月21日に雑種地に地目変更されています。

法務局の登記官から令和6年11月12日付けで農地転用の事実に関する照会がありました。19日に農業委員会会長名で地目変更登記に関する回答を農地転用の事実はないと回答しています。以前から被相続人の名前で登記の名前が残っていましたが、相続人の一人が行政書士を通して裁判所等に相談した結果、今回の申請に至りました。

■ 番

申請地のうち1筆は、現在も農業をされているので、非農地判断はできないと思います。もう1筆は、既に硬い土になっていて、今後農業することは難しいので、非農地として判断しても良いと思います。2筆とも非農地として判断するのは難しいと思います。

事務局

不動産登記法上、第28条に表示に関する登記は、登記官が職権であることができるとあり、また第34条に土地の表示に関する登記事項として地目があります。「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの紹介の取扱いについて」という農林水産省の通知文があって、農業委員会は登記官から照会を受けた日から2週間以内に回答するのものと記載があります。2週間以内に回答が行われない場合は、登記官の職権で地目を変更出来てしまいます。今回は、法務局の登記官から照会があって、2週間以内に回答していますが、登記官が職種で地目を雑種地に変更したものです。現在、地目は雑種地になっていますが、農業委員会の農地台帳では農地として残っており、農地台帳の正確な記録を確保する必要から農地台帳から当該土地を除外するため、非農地証明を提出してもらっています。

■ 番

市街化調整区域でも農振地域、1種農地でも同じことはできるのですか。
できると思います。

事務局

採決いたします。ご異議はございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

各委員

異議の声がありませんので、高農議第36号は承認されました。

議 長

続きまして報告第40号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」を報告

いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第40号は農地法第3条の3第1項の規定による届出で、4件ございます。

(報告第40号を読み上げる)

議長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員

なし

議長

続きまして報告第41号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第41号は農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のことで、1件ございます。

(報告第41号、1番を読み上げる)

議長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員

なし

議長

続きまして報告第42号「農地法第18条第6項の規定による通知のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第42号は農地法第18条第6項の規定による通知のことで、1件ございます。

(報告第42号、1番を読み上げる)

議長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

■番

解約の合意した日の翌日から30日以内に通知書と合意解約書を提出するとあるが、30日を超えたらどうなりますか。また、当事者全員の印鑑証明が必要とありますが、当事者の同意がとれない場合はどうしますか。

事務局

30日を過ぎて、提出されている場合もありますが、厳しい罰則等はしていません。当事者が死亡していれば、その人の相続人でOKです。

■番

農地の転用については、事務局はどのように管理をしていますか。毎年行っている農地パトロールでは進捗状況を確認していないのですか。

事務局

今は、完了報告書が出てきたら現地確認に行っていますが、提出が遅れていても特に指導はしていません。

■番

事務局に完了報告書の提出状況をリストアップしてもらい、今後は農業委員を中心に指導を行いましょう。

議長

他に質問等がありますか。

各委員

なし

議長

以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以上)

終了時刻 午前11時30分

議事録署名委員

杉田 住夫 委員

宮下 多恵子 委員